

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 556 号の概要

件名	特定の旅行に係る出張伺書等不存在の件（諮問第 608 号）		
請求文書の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 高校教育課（平成 22 年度より高校教育指導課。以下「担当課」という。）が平成 22 年 1 月 13 日付けで発出した通知「適切な定期試験問題等の作成について」（以下「本件通知」という。）に係る起案文書の表紙 2 本件通知の起案に先立ち、その内容に関して教育局内で開かれた会議の議事録（以下「本件議事録」という。） 3 本件通知の決裁に際して、決裁者が根拠とした文書（以下「本件根拠文書」という。） 4 県立高等学校（以下「県立高校」という。）における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が起案したすべての文書（以下「本件起案文書」という。） 5 県立高校における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が作成した本件起案文書以外のすべての文書（以下「本件関係文書」という。） 6 特定の県立高校（以下「本件高校」という。）及び本件高校以外の特定の県立高校（以下「別件高校」という。）における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が行った出張に係る伺書（旅行命令簿を含む。）（以下「本件出張伺書」という。） 7 本件出張伺書に係る復命書（以下「本件復命書」という。） 		
請求年月日	平成 22 年 4 月 16 日	諾否決定年月日	平成 22 年 4 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開（文書不存在）	実施機関	教育委員会（高校教育指導課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件議事録、本件根拠文書、本件関係文書、本件出張伺書及び本件復命書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 22 年 6 月 30 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 21 年 11 月 26 日に担当課の職員が行った本件高校へのお出張（以下「本件出張」という。）に係る文書について、平成 22 年 6 月 25 日付けで、行政文書の公開請求（以下「別件請求」という。）を行ったところ、本件出張に係る旅費請求書が公開されたが、本件出張に係る副簿も存在するはずである。 2 一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が別件高校にも出張しているものと考えられる。 3 担当課の職員が調査用務のため出張したのであれば、その結果を文書により報告するはずである。 		
諮問年月日	平成 22 年 7 月 6 日		
審査会の結論	実施機関が、本件出張伺書等は担当課には存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件通知の起案に先立ち、その内容を検討するための会議は実施していない旨の実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。 2 本件通知の内容は担当課の職員において共有されていることから、決裁に際して根拠とした文書は存在しない旨の実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。 3 本件起案文書以外に、県立高校における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関し作成した文書は存在しない旨の実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。 4 本件に係る諾否決定時においては、本件出張に係る旅費の申請の手続は行われていなかったことが認められる。また、担当課の職員が旅行を行う場合に通常作成される行政文書は旅費請求書のみであり、副簿は作成されていないことが認められる。さらに、一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、別件高校に出張した事実はない旨の実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。 5 本件復命書の存否に係る実施機関の説明は必ずしも神奈川県教育委員会関係職員服務規程の趣旨に反するものではなく、また、当該説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。 		
答申年月日	平成 23 年 4 月 18 日（答申第 556 号）		

情報公開審査会答申第 557 号の概要

件名	特定の内部通報に係る文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 609 号）		
請求文書の概要	特定の内部通報（以下「本件通報」という。）に係る調査結果の通知に関する文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 22 年 5 月 17 日	諾否決定年月日	平成 22 年 5 月 28 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	教育委員会（行政課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>1 本件に係る行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）は、個人を特定した請求であり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が内部通報を行ったか否かに関する情報（以下「本件情報」という。）が明らかになることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>2 本件情報を明らかにすることは、神奈川県職員等不祥事防止対策条例及び公正・透明な職場づくり推進要綱の趣旨である通報者保護に反し、結果として職員等による今後の通報行為を萎縮させることにつながり、内部通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>3 本件請求は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報及び同条第 4 号に規定する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することになるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 6 月 15 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件通報に係る実施機関の調査結果には承服できず、当該調査結果の客観性及び妥当性を確保するため、調査の経過を含む全内容及び詳細を積極的に公開すべきである。</p> <p>2 本件行政文書のすべてが非公開情報であるとは考えられないことから、本件処分を取消しを求める。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 8 月 2 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件情報は、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 当審査会が確認したところ、本件情報が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 本件情報は、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められることから、本件情報について、条例第 5 条第 4 号該当性を判断する必要はない。</p> <p>（条例第 8 条該当性について） 本件請求は、本件通報に係る調査結果の通知に関する文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第 8 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 4 月 18 日（答申第 557 号）		

情報公開審査会答申第 558 号の概要

件名	神奈川県を被告とする判決文一部非公開の件（諮問第 587 号）		
請求文書の概要	神奈川県を被告として提起された、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく特定の損害賠償請求事件（以下「本件訴訟」という。）における、横浜地方裁判所、東京高等裁判所及び最高裁判所の各判決文（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 21 年 3 月 23 日	諾否決定年月日	平成 21 年 4 月 3 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 原告及び共犯者の氏名等、関係者氏名等及び警察官氏名（以下「本件各個人情報」と総称する。）は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書ア～エに該当しない。</p> <p>2 警察官氏名は、公開することにより、今後出廷を予定している者が、出廷をためらい、ひいては出廷を拒否するおそれが生じることが予想され、適正な訴訟事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められることから、条例 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>3 警察官氏名は、公開することにより、当該警察官及びその家族に対する犯罪者等からの報復、妨害その他有形無形の嫌がらせ等を受けることが予想され、個人の生命、身体又は財産等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、今後の警察活動の推進に重大な支障を及ぼすおそれがあること、また、捜査手法等は、公開することにより、今後犯罪を企てようとする者が、対抗手段をとることが容易に予想され、今後の捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 6 号に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 21 年 5 月 25 日		
不服申立ての趣旨	実施機関は、条例の解釈を誤っており、本件行政文書は原則として全面公開されるべきであるが、社会通念上、プライバシー保護が特段に求められていることから、不服申立人としては、非公開とされた情報のうち、一部の情報を除いた情報（以下「本件情報」という。）について、公開を求める。		
諮問年月日	平成 21 年 6 月 3 日		
審査会の論結	本件情報は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について） 本件情報のうち本件各個人情報に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について） 1 民事訴訟法（以下「民訴法」という。）に第 91 条第 1 項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定しており、また、同法第 92 条第 1 項は、秘密保護のため、訴訟記録の閲覧等を制限することができる旨規定している。 2 当審査会において確認したところ、本件訴訟に係る訴訟記録は、民訴法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がなく、何人でも閲覧することができる文書であることが認められる。したがって、本件情報のうち本件各個人情報に係る情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 本件情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であると認められることから、警察官氏名は、行政文書公開請求に基づく決定等により改めて公開されても、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第 5 条第 4 号に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 6 号該当性について） 本件情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であると認められることから、警察官氏名及び捜査手法等は、行政文書公開請求に基づく決定等により改めて公開されても、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるとまでは認められず、条例第 5 条第 6 号に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 4 月 18 日（答申第 558 号）		

情報公開審査会答申第 559 号の概要

件名	交番・駐在所連絡協議会に係る文書一部非公開の件（諮問第 614 号）		
請求文書の概要	特定期間に開催された、特定の駐在所に係る交番・駐在所連絡協議会（以下「協議会」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 1 月 24 日	諾否決定年月日	平成 23 年 2 月 2 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	1 警部補以下の警察官の氏名等は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当する。 2 無線暗号は、通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。		
不服申立年月日	平成 23 年 2 月 10 日（収受）		
不服申立ての趣旨	1 不服申立人が公開を求める平成 22 年 5 月 22 日付協議会開催結果報告書の検討・協議内容欄に記載された情報（以下「本件情報」という。）は、年齢又は行為を示す言葉ではないかと推察されるが、本件処分の非公開情報及び理由のいずれにも該当しない。したがって、不服申立人としては、本件行政文書を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）には理由不備があると考えます。 2 仮に、本件情報に無線暗号が記されていたとしても、第一に、一般人が警察無線に関与することは不可能であること、第二に、規則性を持たない暗号によって、他の犯罪に関する無線暗号を類推することは不可能であり、公開しても、警察の通信事務に悪影響を与えるおそれはない。		
諮問年月日	平成 23 年 2 月 23 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	（条例第 5 条第 4 号該当性について） 1 警察無線で使用する無線暗号は、無線通信において、捜査上の秘密の保持及び用語の簡略化並びに事件関係者等のプライバシーの保護及び市民感情への配慮から使用しているものと認められる。 2 したがって、本件情報は、公開することにより、秘密の保持を必要とする警察活動において使用する無線暗号が明らかとなり、警察の無線通信事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。 （本件処分に係る理由について） 当審査会が、条例第 19 条の規定に基づき本件行政文書を確認したところ、本件情報は、実施機関の説明のとおり、警察無線で使用する無線暗号が記載されたものであり、また、本件情報は、前記のとおり条例第 5 条第 4 号に該当するものと認められることから、実施機関が本件処分において提示した理由について、不備又は不十分な点は認められない。		
答申年月日	平成 23 年 6 月 9 日（答申第 559 号）		

情報公開審査会答申第 560 号の概要

件名	社会福祉法人設立認可申請書等一部非公開の件（諮問第 612 号）		
請求文書の概要	社会福祉法人の設立認可を求めている特定の団体（以下「本件団体」という。）が提出した、役員予定者名簿、社会福祉法人・社会福祉施設等審査会における審査資料及び社会福祉法人設立認可申請書（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 22 年 8 月 23 日	諾否決定年月日	平成 22 年 10 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（福祉監査指導課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 団体の内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 11 月 26 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書のうち、次に掲げる情報の公開を求める。</p> <p>1 特定の同意書に記載された、同意者の住所、氏名及び印影（以下「本件署名箇所」と総称する。）</p> <p>2 「近隣同意に関する現在の状況」に記載された、本件団体による施設建設計画（以下「本件計画」という。）について同意が必要な隣接地の住民（以下「本件住民」という。）の意見（以下「本件住民意見」という。）並びに町内会長及び自治会長・町内会長連絡協議会会長（以下「本件町内会長等」と総称する。）の意見（以下「本件町内会長等意見」という。）</p>		
諮問年月日	平成 22 年 12 月 9 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）</p> <p>1 本件署名箇所は、特定の個人の住所、氏名及び印影が記載されたものであり、これらの情報は、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 社会福祉法人を設立するに当たり同意が必要な隣接地住民の要件は、当該法人の設立を希望する者に配布する資料等により公表されており、また、本件計画における施設建設予定地についても、既に公表されているものと認められる。さらに、本件行政文書には、本件住民に対する説明等の内容及び当該住民の反応について、本件団体が世帯別に記録した文書が含まれており、これらの文書は一部公開されている。</p> <p>以上のことから、本件住民意見は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>3 本件町内会長等意見は、本件団体が、本件町内会長等の見解として記載した情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）</p> <p>1 本件署名箇所は、条例第 5 条第 1 号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>2 不服申立人は、本件住民意見は条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当すると主張しているが、本件住民意見は、本件団体が、本件計画への賛否に係る本件住民の意見として記載した情報であり、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は含まれていないことから、本件住民意見は同号ただし書エに該当しないと判断する。</p> <p>3 不服申立人は、本件町内会長等意見は条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当に相当すると主張しているが、本件町内会長等は「公務員等」に該当しないことから、本件町内会長等意見は同号ただし書ウに該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 7 月 11 日（答申第 560 号）		

情報公開審査会答申第 561 号の概要

件名	警察署長事件指揮簿等一部非公開の件（諮問第 615 号）		
請求文書の概要	特定の警察署が強制わいせつ事件（以下「本件事件」という。）の被疑者（以下「本件被疑者」という。）を現行犯逮捕したことに係る文書		
請求年月日	平成 23 年 4 月 20 日（収受）	諾否決定年月日	平成 23 年 5 月 6 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 被疑者に関する情報等は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。</p> <p>2 通報に関する情報等は、110 番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。</p> <p>3 捜査方針に関する情報等は、犯罪の予防又は操作等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。</p>		
不服申立年月日	平成 23 年 5 月 16 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>本件被疑者を現行犯逮捕したことに係る文書のうち、警察署長事件指揮簿（以下「本件行政文書」という。）に記載された次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める。</p> <p>1 3 ページ 3 行目（以下「本件被害状況」という。）</p> <p>2 3 ページ 7 行目から 9 行目まで（以下「本件内心情報」という。）</p>		
諮問年月日	平成 23 年 5 月 25 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>本件情報のうち、本件被害状況は、被害の詳細な状況であり、特定の個人を識別することはできないが、本件事件における被害者（以下「本件被害者」という。）にとっては他人に知られたくない心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するため、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、本件内心情報は、本件被疑者が犯行に至るまでの心情等に関する情報であって、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されると認められる。</p> <p>したがって、本件情報は、いずれも条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 6 号該当性について）</p> <p>本件被害状況について、性犯罪は、被害者にもたらす身体的被害はさることながら精神的被害が非常に大きく、かつ、親告罪であることから、本件被害状況を公開すると、本件被害者が今後の捜査協力を拒否すること等により、証拠の収集及び保全、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>また、当該情報が公開されると、今後発生する性犯罪事件について、被害者が被害の申告をためらい又は捜査協力を拒否すること等により、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>以上のことから、本件被害状況は、これを公開することにより、犯罪の捜査、公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 10 月 5 日（答申第 561 号）		

情報公開審査会答申第 562 号の概要

件名	情報公開審査会への諮問関係文書一部非公開の件（諮問第 607 号）		
請求文書の概要	神奈川県知事（以下「知事」という。）が、諮問第 583 号の諮問の際に情報公開審査会に提出した文書		
請求年月日	平成 22 年 3 月 8 日	諾否決定年月日	平成 22 年 3 月 23 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（商業流通課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。</p> <p>2 団体の内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>3 県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上、公開することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>4 県の対応の参考とするため、公にしないとの条件で任意に提出させた文書であるため。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 4 月 28 日		
不服申立ての趣旨	特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）が知事に提出した平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書及び当該報告書に対する知事の指示に関する文書（以下「本件報告書等」という。）に係る行政文書公開請求に際し本件組合が提出した、公開請求に係る行政文書公開に関する意見書（以下「本件行政文書」という。）の本文部分（以下「本件意見」という。）の公開を求める。		
諮問年月日	平成 22 年 6 月 8 日（収受）		
審査会の結論	本件意見は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 2 号該当性について）</p> <p>本件意見には、本件報告書等の公開に反対する旨並びにその理由として、本件組合が知事に任意に提出した組合員からの質問状及び本件組合からの回答書の写しの提出の経緯及び組合員等との交渉に関する情報が記載されており、その内容は、本件組合の内部管理情報に該当すると認められる。</p> <p>一方で、本件意見のうち組合員等との交渉に関する情報以外の情報については、諮問第 583 号に係る答申第 535 号によってその趣旨は既に公表されていることが認められる。</p> <p>また、組合員との交渉に関する情報については、実施機関が公開した情報から本件組合と組合員との間に何らかの交渉が存在することは十分に推測され得ると認められ、併せて、一般的に運営方針について組合内部で疑義を含む意見交換が行われるのは常態であると考えられるから、交渉状況に関する概括的な記載である当該情報を公にすることによって、本件組合の運営に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められない。</p> <p>したがって、本件意見を公開しても、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、本件意見は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <p>条例第 12 条に基づき意見書の提出機会を与えられた第三者は、情報公開制度の趣旨を理解し、また、提出する意見書も、条例第 5 条の個々の不開示事由に該当しない限りは情報公開の対象となることを承知した上で自己の見解等を記載するのが通常であると考えられる。</p> <p>さらに、公開請求にかかる行政文書の公開により自らの利益が害されると考える第三者は、非公開の理由としてその内容が説明され又は公開される可能性も意識して、より説得力がある内容の意見書を記載すると考えられる。</p> <p>以上のことを考え合わせると、本件意見を公にすることにより、今後、意見書を提出しようとする第三者が、自己の見解を主張することに直ちに萎縮的效果が生じ、又は、率直な意思表示が困難になるおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、本件意見を公開することにより、実施機関が行う情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第 5 条第 4 号に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 11 月 17 日（答申第 562 号）		

情報公開審査会答申第 563 号の概要

件名	補助事業遅延等報告書等一部非公開の件（諮問第 613 号）		
請求文書の概要	特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）が神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出した平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金に係る補助事業遅延等報告に関する文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 22 年 10 月 4 日	諾否決定年月日	平成 22 年 10 月 18 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（商業流通課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 5 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。 2 県の対応の参考とするため、公にしないとの条件で任意に提出させた文書であるため。		
不服申立年月日	平成 22 年 12 月 17 日		
不服申立ての趣旨	本件行政文書のうち、次に掲げる情報等（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める。 1 アーケード改修工事遅延経緯のうち、個人名（以下「本件個人名」という。） 2 組合員からの質問状及び本件組合からの回答書の写し（以下「本件質問状等」と総称する。）		
諮問年月日	平成 23 年 1 月 17 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について） 本件個人名は、特定の組合員名及び組合関係者名であり、これらの情報は、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について） 担当課の職員が本件個人名を不服申立人に対し明らかにした事実があったとしても、実施機関が本件個人名を何人にも公表し、又は公表を予定しているとは認められないことから、本件個人名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 5 号該当性について） 1 本件質問状等は、本件組合と組合員等との間で直接交わされたものであり、補助事業に対する疑義等の具体的内容のほか、遅延理由とは直接関係がない内容が記載されている。また、アーケードの運営等について、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることが認められる。 このような情報の性質から、本件質問状等は、本件組合が補助事業の目的を達成するために通常提出する義務がある文書とは認められない。</p> <p>2 本件質問状等の提出の経緯について、実施機関は、補助事業が遅延しているという当時の状況の下で、遅延理由の立証はアーケード改修工事遅延経緯に記載された内容で足りると判断したものの、組合員の総意として補助事業が予定どおり施工できるかを確認する必要がある、実施機関から本件組合に対し提出を依頼したと説明している。</p> <p>3 本件組合から提出された意見書から、本件組合は、公開しないことを条件に本件質問状等を任意に提出することについて合意していたことが認められる。</p> <p>4 本件質問状等の情報の性質は前記 1 のとおりであり、当該文書は、第三者に内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえず、法人等における通例として公にしないものであって、本件組合が実施機関に提出するに当たって公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。 また、補助事業の中止によっても、非公開条件を付することの合理性が失われるほどの事情の変更は、特段認められない。</p> <p>5 したがって、本件質問状等は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ、条例第 5 条第 5 号本文に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 11 月 17 日（答申第 563 号）		

情報公開審査会答申第 564 号の概要

件名	公安委員会が発出した行政命令に関する文書一部非公開の件（諮問第 616 号）		
請求文書の概要	神奈川県公安委員会が、特定の指定暴力団の組長（以下「本件組長」という。）に対して発出した行政命令に関する文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 5 月 2 日（収受）	諾否決定年月日	平成 23 年 5 月 16 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件組長の本籍及び生年月日（以下「本件本籍等」という。） 2 平成 14 年 4 月に発生した特定の抗争事件（以下「本件事件」という。）に関し刑に処せられた者の氏名（以下「本件受刑者名」という。） 3 本件事件の被害者の氏名（以下「本件被害者名」という。） 4 本件事件の発生場所の住所（以下「本件住所」という。） 5 本件事件の関係者が所属する指定暴力団の傘下組織名（以下「本件団体名」という。） 6 過去に賞揚を受けた特定の暴力団員の氏名 7 平成 2 年 1 月に発生した特定の抗争事件の関係者が所属する指定暴力団の傘下組織名（以下「別件団体名」という。） <p>（条例第 5 条第 6 号該当性について）</p> <p>本件団体名及び別件団体名（以下「本件団体名等」という。）は、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 23 年 5 月 24 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法に基づき検察庁に訴訟記録の閲覧を請求したところ、本件事件の判決書（以下「本件記録」という。）の閲覧が許可され、本件受刑者名が公開されたことから、本件受刑者名は条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。 2 本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当し、また、同条第 6 号に該当しないことは、新聞報道や最高裁判所判例集から明らかである。 		
諮問年月日	平成 23 年 6 月 1 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>(条例第5条第1号本文該当性について) 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>(条例第5条第1号ただし書該当性について)</p> <p>1 本件記録は、訴訟関係人又は保管検察官が閲覧につき正当な理由があると認める者以外の閲覧が禁止された記録であるから、本件受刑者名は、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。</p> <p>2 本件本籍等は、不服申立人が示す書籍に掲載された事実をもって周知性を有するとまでは認められず、また、指定団体が暴力団対策法の規制を受けることをもって、公にすることが予定されている情報であるとは認められない。</p> <p>また、本件受刑者名、本件被害者名、本件住所及び本件団体名は、新聞報道等を確認したところ、周知性を有するとは認められない。</p> <p>さらに、最高裁判所判例集において被告人等の情報を公開している例があること等をもって、本件情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。</p> <p>したがって、本件情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>(条例第5条第6号該当性について)</p> <p>本件団体名等は、これを公開することにより、警察の暴力団組織に関する情報収集の状況等が判明し、犯罪の予防、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全等の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるから、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成23年12月13日(答申第564号)</p>

情報公開審査会答申第 565 号の概要

件名	納付命令の取扱いに関する規則等公開の件（諮問第 618 号）		
請求書の概要	神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が放置違反金の納付命令に係る事務を警察本部長に取り扱わせる旨を規定した公安委員会の規則等		
請求年月日	平成 23 年 8 月 15 日	諾否決定年月日	平成 23 年 8 月 17 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	－		
非公開理由	－		
不服申立年月日	平成 23 年 8 月 30 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>実施機関が公開請求の対象となる行政文書として神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程（以下「本件行政文書」という。）を特定したことは、誤りである。</p> <p>本件行政文書の別表（以下「本件別表」という。）の道路交通法（以下「道交法」という。）の項中第 51 条の 4 第 4 項の項の内容欄（以下「本件内容欄」という。）に記載されている警察本部長が代行処理する事務の内容は納付命令書の送付であり、納付命令事務については記載されていないから、本件行政文書は不服申立人が求める文書ではない。</p>		
諮問年月日	平成 23 年 9 月 8 日（受理）		
審査会の結論	<p>実施機関が公開請求の対象となる行政文書として本件行政文書を特定し公開したことは、妥当である。</p> <p>（本件請求対象文書の特定について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立人は、本件内容欄に記載されている警察本部長が代行処理する事務の内容は納付命令書の送付であり、納付命令事務については記載されていないから、本件行政文書は不服申立人が求める文書ではないと主張している。 2 実施機関は、本件内容欄は道交法第 51 条の 4 第 4 項に規定する事務を警察本部長が代行処理する事務として規定したものであり、同項の事務とは放置違反金の納付命令に係る事務を示すことは明らかであるから、本件行政文書の特定に誤りはないと説明している。 3 当審査会において確認したところ、放置違反金の納付命令事務について法令には代行処理を禁ずる旨の規定はないことから、公安委員会において内部的な事務処理方法を指示できると認められる。 4 当審査会において、放置違反金の納付命令事務に係る道交法第 51 条の 4 第 4 項から同条第 17 項までの規定と本件別表の該当する条項の項の内容欄とを比較検討したところ、規定に基づく事務の内容が内部の意思決定にとどまることが明らかな同条第 16 項の項を除き、意思決定等を最終的に外部に表示する場面における具体的な事務の内容が統一的、網羅的に各内容欄に記載されていることが認められる。 <p>本件別表の記載形式から、公安委員会は、放置違反金の納付命令に係る前記各項に基づく事務について、意思決定から表示行為等までを一連の事務として警察本部長において代行処理することを指示しているものと解される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 したがって、本件別表は、掲げられた法令の各条項に基づく事務について、本件行政文書が第 2 条ただし書に規定する場合を除き、包括的に警察本部長の代行処理事務とする趣旨であると解され、本件内容欄は道交法第 51 条の 4 第 4 項に規定する事務を警察本部長が代行処理する事務として規定したものであり、同項の事務とは放置違反金の納付命令に係る事務を示すとの実施機関の説明に、不合理な点は認められない。 6 以上のことから、本件行政文書は不服申立人が求める趣旨の文書であり、実施機関が本件行政文書を特定し公開したことは、妥当であると判断する。 		
審査会の判断理由			
答申年月日	平成 24 年 2 月 6 日（答申第 565 号）		

情報公開審査会答申第 566 号の概要

件名	県道整備事業に係る文書公開の件（その2）（諮問第 617 号）		
請求文書の概要	特定の決定書に記載された「県道上の特定の土地に隣接する赤道（以下「本件赤道」という。）の幅員（以下「本件幅員」という。）が6尺（約1.8m）であることを記載した書類は保管している」とした書類（以下「本件請求対象文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 4 月 21 日	諾否決定年月日	平成 23 年 5 月 2 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	-		
不服申立年月日	平成 23 年 5 月 30 日		
不服申立の趣旨	<p>本件請求対象文書は、不服申立人の所有地に隣接する本件赤道の幅員が6尺である旨が記載されている文書（以下「本件行政文書」という。）である。</p> <p>実施機関は、本件赤道より旧藤野町側の赤道（以下「藤野赤道」という。）と旧相模湖町側の赤道（以下「相模湖赤道」という。）は連続しているから、本件幅員は6尺であると説明している。しかし、実施機関が本件請求対象文書として公開した、本件幅員が6尺であると判断するために参考とした3枚の図面（以下「本件図面」という。）からは、藤野赤道と相模湖赤道（以下「両赤道」と総称する。）が連続しているとは読み取れないから、本件幅員は6尺であるとはいえない。</p> <p>したがって、本件図面は本件請求対象文書ではないから、本件処分は誤りである。</p>		
諮問年月日	平成 23 年 7 月 15 日		
審査会の結論	<p>不服申立人が請求した内容に合致する行政文書の存在を示すような特段の事情は認められない。</p> <p>実施機関は、公開請求の対象となる行政文書として、本件行政文書及び本件図面の両者を特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。</p>		
審査会の判断理由	<p>不服申立人は、本件請求対象文書は本件行政文書であり、本件図面からは両赤道が連続しているとは読み取れないから本件幅員は6尺であるとはいえず、実施機関が本件図面を本件請求対象文書として特定したことは誤りであると主張している。</p> <p>実施機関は、請求書に記載された文言及び請求の経緯から、不服申立人は実施機関が本件幅員は6尺であると判断した根拠となる文書を請求していると解釈して本件図面を特定したと説明しており、本件請求対象文書の特定について、実施機関と不服申立人の間で認識に相違があると認められる。</p> <p>一方、実施機関は、登記所及び旧町役場に保管されていた本件幅員に係る図面はすべて探索したが、不服申立人が求める本件行政文書の存在は確認できなかったと説明しており、他に当該文書の存在を示すような特段の事情は認められない。</p> <p>請求対象文書の特定に当たって、請求者は必ずしも行政文書について詳細を把握しているわけではないため、実施機関には、請求書に記載された文言のみに基づかず、請求者から特定に必要な事項を十分に聞き取る等の確認を行った上で、請求の趣旨を合理的に解釈することが求められると考える。</p> <p>実施機関は、本件請求対象文書の特定に当たり不服申立人の利益にかなうよう請求の趣旨を解釈し特定を行ったものと認められるから、本件図面を特定したこと自体は、不合理であるとまではいえない。</p> <p>しかし、不服申立人が前記のとおり主張していることについては、実施機関が不服申立人の真意を十分に汲み取れなかったものといわざるを得ず、本件処分については、本件請求の趣旨を十分に踏まえて本件請求対象文書の特定が行われたものとは認め難い。</p> <p>したがって、当審査会としては、実施機関は再度、請求対象文書として本件行政文書及び本件図面を特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。</p>		
答申年月日	平成 24 年 2 月 23 日（答申第 566 号）		

情報公開審査会答申第 567 号の概要

件名	特定の通報に係る注意喚起文書等不存在の件（諮問第 620 号）		
請求文書の概要	特定の内部通報（以下「内部通報 1」という。）に係る、公正・透明な職場づくり相談窓口（以下「公正・透明窓口」という。）、教育局企画調整部行政課等（以下「担当課等」と総称する。）が関係所属に対して注意喚起を実施するとしたことについて作成した全文書（以下「関係文書」という。）、担当課等が関係所属に送付した注意喚起に関する文書（以下「注意喚起文書」という。）及び担当課等が関係所属から受け取った改善措置に係る報告書等（以下「本件報告書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 8 月 24 日	諾否決定年月日	平成 23 年 8 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開・不存在	実施機関	教育委員会（行政課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	—		
不服申立年月日	平成 23 年 10 月 11 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 公正・透明窓口が公正・透明な職場づくり推進要綱（以下「推進要綱」という。）第 10 条第 3 項に基づき神奈川県教育長（以下「教育長」という。）に報告した内部通報調査報告（以下「第 10 条報告書」という。）及び教育長が推進要綱第 12 条に基づき外部調査員に報告した改善措置報告（以下「第 12 条報告書」という。）を、実施機関が公開請求の対象として特定したことは、誤りである。 不服申立人は、内部通報 1 の処理に係る文書を請求したが、実施機関は別の特定の内部通報（以下「内部通報 2」という。）の処理に係る文書を公開したものであり、内部通報 1 と内部通報 2 の文書を取り違えている。 本件報告書が存在しないとの実施機関の説明は納得できない。 		
諮問年月日	平成 23 年 10 月 17 日（受理）		
審査会の論結	<ol style="list-style-type: none"> 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、第 10 条報告書及び第 12 条報告書を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当である。 実施機関が、本件報告書は取得していないとして、公開を拒んだことは、妥当である。 		
審査会の判断理由	<p>（関係文書等の特定について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 当審査会において確認したところ、内部通報 2 について調査が必要な事項は内部通報 1 と共通していたため、推進要綱第 8 条に基づき外部調査員の指示のもとに公正・透明窓口の職員が調査を一括して行い、また、対応も共通していたことから、内部通報 2 に係る改善措置等として関係所属への注意喚起等を実施し文書を作成していることが認められる。 このため、内部通報 1 及び内部通報 2 に共通する事項の調査に関する文書は内部通報 2 の処理に係る文書の中に整理、保管しており、この中から関係文書及び注意喚起文書を特定したとの実施機関の説明に不合理な点はない。 したがって、当審査会としては、実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、第 10 条報告書及び第 12 条報告書を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当であると判断する。（本件報告書が存在しないことについて） <ol style="list-style-type: none"> 関係所属が内部通報に対する必要な改善措置を講じた後の報告については、推進要綱上規定されていないことが認められ、報告書の提出の要否は、外部調査員の意見又は助言を踏まえた上で担当課等が判断すべきものとする。 本件報告書については、関係所属から受け取っていない旨の実施機関の説明を覆すに足る特段の事情は認められない。 したがって、当審査会としては、実施機関が、本件報告書は存在しないとして公開を拒んだことは妥当であると判断する。 		
答申年月日	平成 24 年 3 月 29 日（答申第 567 号）		